

令和 5 年度 第 1 回市政運営会議（4 月 3 日開催）

- ・ 提案部局：健康福祉部
- ・ 件 名：令和 5 年度新型コロナワクチン接種の実施について

令和 5 年 3 月 7 日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で決定した令和 5 年 4 月以降の新型コロナワクチン接種方針の概要は下記のとおり。

1. 接種の法的位置づけ

- ・ 令和 5 年度の 1 年間は、現行の特例臨時接種の実施期間を延長する。
- ・ 令和 6 年度以降は、安定的な制度の下で実施することを検討する。

2. 令和 5 年度の追加接種スケジュール

- ・ 追加接種可能なすべての年齢の者を対象に秋から冬（9 月～12 月）に 1 回接種を行う。
⇒ 秋開始接種
- ・ 重症化リスクの高い者等には春から夏（5 月～8 月）に前倒してさらに 1 回接種を行う。
⇒ 春開始接種

3. 新型コロナワクチン接種に係る国の支援

- ワクチン接種対策費負担金 10/10（接種の費用）⇒ 変更なく継続
- ワクチン接種体制確保事業補助金 10/10（自治体における実施体制の経費）
⇒ 体制整備や集団会場の費用について継続。各費用に上限額を設ける。
⇒ 伊賀市の事業経費は上限金額内で対応できる。

伊賀市の接種体制

国の方針に基づき、伊賀市における新型コロナワクチン接種を下記のとおり実施する。

1. 令和 5 年春開始接種

(1) 接種対象者

初回（1 回目と 2 回目）接種を終了した以下の者

- ① 65 歳以上の者（対象者数 約 28,500 人）
- ② 5 歳以上 65 歳未満の者のうち以下に該当する者（対象者数 約 7,700 人）
 - ア）基礎疾患のある者
 - イ）医療従事者
 - ウ）高齢者施設等従事者
 - エ）その他、重症化リスクが高いと医師が認める者

(2) 使用するワクチン ファイザー又はモデルナのオミクロン株対応 2 価ワクチンを使用

(3) 接種期間 令和 5 年 5 月 8 日から 8 月 31 日まで

(4) 接種券発送

- ① 65 歳以上の高齢者 ⇒ 前回接種から 3 カ月経過した人に 4 月下旬から順次発送予定
- ② 5 歳以上 64 歳以下で基礎疾患のある人 ⇒ 申請により接種券を送付
※ 以前「基礎疾患あり」で交付申請をしている場合は申請無しで送付

③医療従事者及び高齢者等施設従事者 ⇒ 申請により接種券を送付

(6)接種体制

- ・身近なかかりつけの医療機関で安心して接種できるよう、引き続き市内の医療機関で個別接種を実施する。(前回 40 医療機関)

(7)市民への周知方法

- ・4 月中頃から市ＨＰに春開始接種の接種券発送スケジュール等を掲載予定
- ・広報いが 5 月号に春開始接種の接種券発送スケジュール等を掲載予定

2. 令和 5 年秋開始接種

(1)接種対象者

伊賀市に住民票がある初回（1 回目と 2 回目）接種を終了した 5 歳以上の者

(2)接種時期 令和 5 年 9 月～12 月（延長の可能性あり）

(3)使用ワクチン 詳細は今後審議会で審議のうえ決定する。

3. 初回接種の接種期間の延長

特例臨時接種の実施期間が延長されたことにより、下記の初回接種の実施期間も令和 6 年 3 月 31 日まで延長となる。

- ①12 歳以上の初回（1 回目と 2 回目）接種
 - ・従来株ワクチンを使用して上野総合市民病院で継続して実施する。
- ②小児（5～11 歳）の初回（1 回目と 2 回目）接種
- ③乳幼児（6 月～4 歳）の初回（1 回目と 2 回目と 3 回目）接種

6. 4 月以降の健康推進課予防接種係について

- ①5 月 8 日から令和 5 年度春開始接種が開始されるため、当面の間、予防接種係は新型コロナワクチン接種業務に専念し、その間は本庁 4 階で業務を行う。

【令和 5 年度春開始接種に係る業務】

- ・接種券の発送準備
 - ・基礎疾患のある人や医療従事者等からの接種券発行申請の受付
 - ・市民や医療機関・施設等からの問合せの対応
 - ・医療機関及び施設へのワクチンの配送とそれに係る事前準備
 - ・ワクチン接種記録システムへの接種記録の入力
 - ・医療機関への接種委託料の支払い
- ②春開始接種が落ち着いた時点でハイトピアへの移転時期を検討する。

【添付資料 1】「新型コロナワクチン接種について」（県作成資料）

【添付資料 2】「令和 5 年度新型コロナワクチン接種についてのお知らせ」（厚労省チラシ）

新型コロナウイルスワクチンについて

第25自治体説明会資料及び厚労省事務連絡等(抜粋)

今後の新型コロナワクチン接種について

※厚労省審議会資料及び事務連絡を基に作成

① 令和5年度以降のスケジュール等について

接種の法的位置づけについて

令和5年度の1年間は、**現行の特例臨時接種の実施期間を延長**し、接種を継続する。なお、令和6年度以降に接種を継続する場合には、安定的な制度のもとで実施することを検討することが適当

令和5年度の追加接種スケジュールについて

- 追加接種可能な**全ての年齢の者**に対して、**秋から冬**（9月から12月）に**1回接種**を行う
- 重症化リスクが高い者等**は、**春から夏**（5月から8月）にかけて**前倒してさらに1回接種**を行う

② 令和5年度の追加接種について

令和5年春開始接種について

接種対象者

- 65歳以上**の高齢者
- 5歳以上～65歳未満の以下に該当する者



- ・基礎疾患を有する者、医療従事者等
- ・その他、重症化リスクが高いと医師が認める者

使用するワクチン

現在使用しているオミクロン株対応2価ワクチンの使用を基本とし、mRNAワクチンが接種できない方のため、ノババックス等も使用可能

令和5年秋開始接種について

追加接種可能な**全ての年齢の者**を対象とし、使用するワクチンについては令和5年度の早期に結論を得よう、検討を進める

③ 接種勧奨及び努力義務規定の適用について

令和5年春開始接種以降の追加接種については、

- ・65歳以上の高齢者
- ・5歳以上の基礎疾患を有する者
- ・5歳以上のその他重症化リスクが高いと医師が認める者

上記以外の者については、**予防接種法上の接種勧奨及び努力義務の規定の適用を除外**する

※接種勧奨及び努力義務規定適用の有無に関わらず、特例臨時接種の実施期間が延長されれば、被接種者にかかる費用負担については全額国費となる

④ 今後の新型コロナワクチン接種について(その4) (令和5年3月7日付け厚労省予防接種担当参事官室事務連絡)

①～③の内容と合わせて、以下の留意事項が示された

今後の接種券発行方法

65歳未満の基礎疾患を有する者等への接種券発行については

- ・対象者の申請により接種券を発行する方法
 - ・接種対象者となり得る全ての者に接種券を送付する方法 等
- 市町において柔軟に検討して差し支えない

初回接種の継続

令和5年度の1年間は、引き続き**生後6か月以上の全ての未接種者を対象に初回接種を実施**（接種勧奨・努力義務は適用される）

令和4年秋開始接種[※]の段階的な終了

- ・令和5年春開始接種の開始にともない、**12歳以上の者に対する令和4年秋開始接種は終了**する
- ・5～11歳の**小児については**令和5年秋開始接種の開始まで基本的に**継続**

※現在5歳以上の者へ実施されているオミクロン株対応ワクチン等を用いた追加接種 1

令和5年度の追加接種スケジュールについて

※厚労省審議会資料及び事務連絡基に作成

		4月1日 ～5月7日	5月8日 ～5月31日	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		令和4年 秋開始接種	令和5年春開始接種				令和5年秋開始接種			
12歳以上	・65歳以上 ・基礎疾患等 ・医療従事者等	接種可 オミクロン株 対応2価ワクチン ※ノババックス可	接種可 オミクロン株対応2価ワクチン ※ノババックス可				接種可 使用ワクチン未定			
	上記以外の者		接種不可							
5歳から11歳	基礎疾患等	接種可 オミクロン株 対応2価ワクチン	接種可 オミクロン株対応2価ワクチン							
	上記以外の者		令和4年秋開始接種完了者 接種不可							
		令和4年秋開始接種未接種者 引き続き接種可 オミクロン株対応2価ワクチン								

※12歳以上の者及び小児（5～11歳）の初回接種、乳幼児（生後6か月～4歳）接種については、従来型ワクチンを活用し当面継続
※小児用オミクロン株対応ワクチン（BA.4/5）が2月28日に薬事承認され、令和4年秋開始接種に位置づけられ、3月8日より接種が可能となった
※上記オミクロン株対応ワクチンの接種間隔は小児も含め、前回の接種から少なくとも3か月を空けて実施する

新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備・接種の実施(令和5年4月以降の変更案)

変更無く継続

【ワクチン接種対策費負担金】(接種の費用)

予算額: 4,319億円(令和2年度三次補正) + 5,356億円(令和3年度補正)
+ 3,649億円(令和4年度二次補正)

<概要>

- ・単価: 2,070円/回
- ・時間外・休日の接種に対する加算
(時間外: +730円、休日: +2,130円)
- ・6歳未満の接種に対する加算: +660円



体制整備や集団会場の費用について継続。各費用に上限額を設ける。

【ワクチン接種体制確保事業】(自治体における実施体制の費用)

予算額: 3,439億円(令和2年度三次補正等) + 3,301億円(令和3年度予備費)
+ 7,590億円(令和3年度補正) + 3,673億円(令和4年度二次補正)

<概要>

- 接種の実施体制の確保に必要な経費
- 集団接種など通常の予防接種での対応を超える経費



【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】予算額: 818億円(令和3年度予備費) + 4,570億円(令和3年度補正)

個別接種促進のための支援策(①~③)

+ 8,268億円の内数(令和4年度予備費) + 1兆5,189億円の内数(令和4年度二次補正)

一部事業(赤枠)を
補助金に統合して継続

個別
接種

①「診療所」における接種回数の底上げ

- ・週100回以上の接種を指定する2か月毎の間に4週間以上行う場合 ⇒ +2,000円/回
- ・週150回以上の接種を指定する2か月毎の間に4週間以上行う場合 ⇒ +3,000円/回

※1週間のうち、少なくとも1日は、土日祝日、夜間(18:00以降)、診療所の時間外に接種体制をとること。

②接種施設数の増加(診療所・病院共通)

※病院への支援は、11月末までとする。

医療機関が50回以上/日のまとまった規模の接種を行った場合は、10万円/日(定額)を交付。(①とは重複しない)

※土日祝日、夜間(18:00以降)、医療機関の時間外に接種体制をとること。

集団
接種

都道府県が実施する大規模接種会場の 設置等に必要となる費用を補助

<概要>

- 都道府県がワクチン接種を実施するために設置する大規模接種会場に係る設備整備等の支援を実施
(使用料及び賃借料、備品購入費等)

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

<概要>

- 時間外・休日の医療機関の集団接種会場への医師・看護師等の派遣について、派遣元への財政的支援を実施
- ・医師 1人1時間当たり 7,550円
- ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円

※地域の実情に応じて都道府県知事が必要と認める地域への派遣を対象

同
集団
接種
の
扱い

③「病院」における接種体制の強化

特別な体制を組んで、50回以上/日の接種を週1日以上指定する2か月の間に4週間以上行う場合に、上記の医療従事者派遣事業と同様の仕組みを活用して交付

職域接種に対する支援策(④)

<概要>

外部の医療機関が出張して実施する職域接種であって、以下の条件に該当するものに対し、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を実施。(1,000円(追加接種会場の場合は1,500円) × 接種回数を上限に実費補助)

- ・ 中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの
- ・ 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が定める地域貢献の基準を満たすもの



企業・大学⁶⁰

令和5年4月以降のコロナワクチン接種の国庫補助(案)

<見直しの基本的考え方>

- 高齢者等以外は公的関与が外れることから、短期間で集中的に接種を促進するような状況は見込まれないが、通常の定期接種は個別接種が基本となっており、コロナワクチン接種の安定的な制度の下での接種を見据えると、個別接種を中心とする体制への移行を進めることが適当。
- 個別医療機関での接種への移行を促すために、交付金の一部の促進策は継続する。
- 補助金において、長期にわたる実態に見合っていない執行実績も確認されており、適正化を図る必要がある。
- 接種回数に応じた上限額を設定（75%の自治体においてカバーされる値を上限とする。）

	新型コロナワクチン接種（～R5.3）	新型コロナワクチン接種（R5.4～8）
交付金	医療機関支援 (1)週100回を4週以上で2,000円/回 (2)週150回を4週以上で3,000円/回 (3)1日50回以上で10万円/日 (4)医療従事者派遣事業	※ 9月以降については、令和6年1月に更なる見直しを行う方向で検討
補助金	事務費（接種券、広報費等） コールセンター 医療機関のかかり増し 集団接種会場費	これまで都道府県が担っていた個別接種推進事業を市町村へ移管 ①週100回を4週以上で2,000円/回 413円 @個別接種回数（実績） ②事務費（接種券、広報費等） 685円 @予定総接種回数 ③コールセンター 1,203円 @予定総接種回数 ④集団接種会場費 4,338円 （都道府県実施含む）@集団接種回数（実績）
負担金	時間外加算 803円 休日加算 2,343円 6歳未満加算 726円 接種単価 2,277円	時間外加算 803円 休日加算 2,343円 6歳未満加算 726円 接種単価 2,277円

補助金①～③においては、各上限額を合算し、合計額の範囲で、独自事業を含め、自治体の裁量で配分が可能

具体的な経費等の申請があれば、4～7月末の経過措置として、上限額を超えた補助を可能とする。

地域の令和4年秋接種の年代別接種率等を上限として申請すること。

ワクチン接種会場への医療従事者派遣支援も実施可能

※ ワクチン配送、廃棄、支払手数料（国保連）、予約システム改修等、コロナワクチン接種に特異に必要となる経費は、左記の上限とは別途実費補助

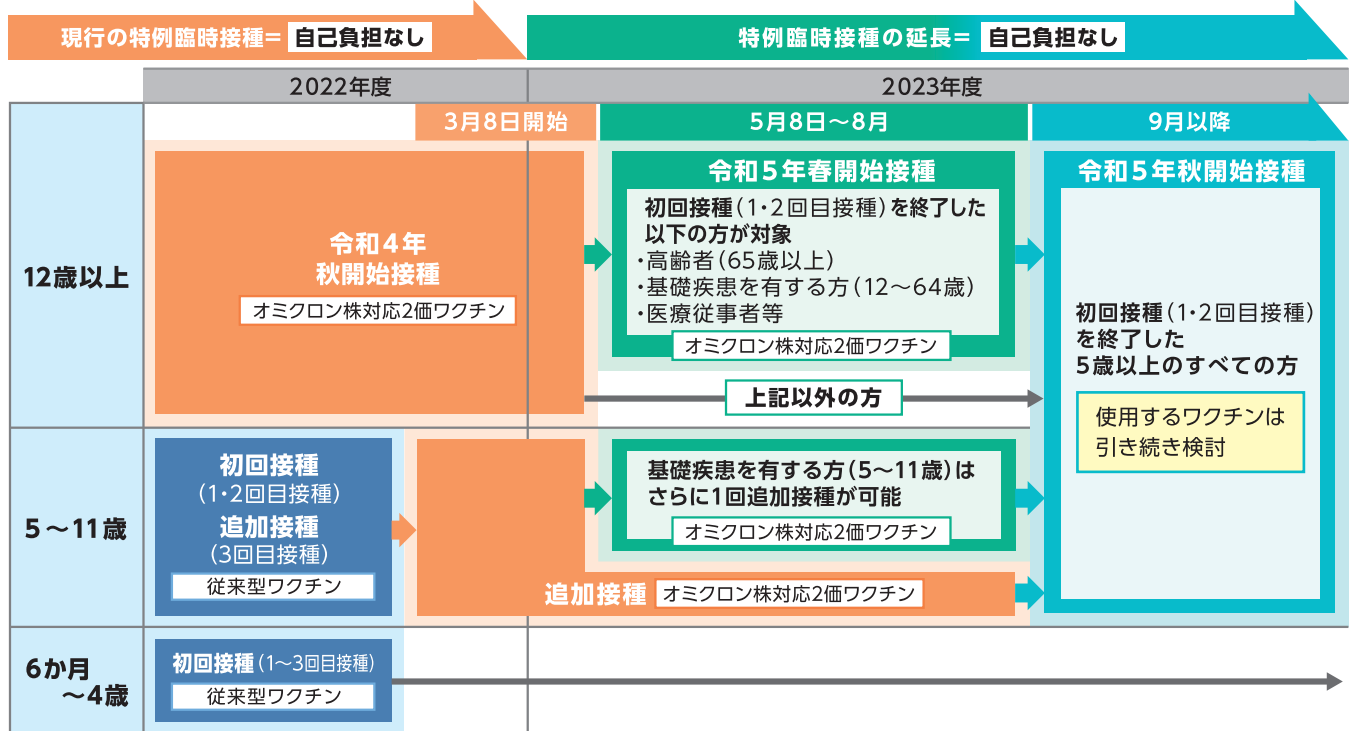
※ 都道府県の事務費、専門的な相談体制等にかかる経費は、左記の上限とは別途実費補助



令和5年度も、すべての方に自己負担なしで 新型コロナワクチンを接種いただけます。



令和5年度における新型コロナワクチンの接種のイメージ



(※) 3月8日以降は追加接種にはオミクロン株対応2価ワクチンを用いることになります。

よくあるご質問

Q1. 65歳以上の高齢者は令和5年度は必ず2回ワクチンを接種しなければならないのでしょうか？

- A1. 65歳以上の高齢者の方など重症化リスクが高い方については、国の審議会において、ワクチンの効果や持続期間等を踏まえて通常、秋から冬に1回のところを、前倒して1回追加することが望ましいとされました。
- 接種は義務ではなく個人の判断によるものですが、令和5年度は、春から夏の時期(5月8日～8月末まで)と秋から冬の時期(令和5年9月～)の2回の接種をお勧めしています。

Q2. なぜ5月から令和5年度の接種が始まるのですか？

最後にワクチンを打ってからどれくらい間隔をあけてワクチンを打てばよいですか？

- A2. 65歳以上の方には、春から夏の時期(5月8日～8月末まで)と秋から冬の時期(令和5年9月～)の2回の接種をお勧めしています。これは、新型コロナの流行が見込まれる時期等を勘案し、一定期間の間に、接種を行うものです。
- ここ数年、年末年始に流行がみられることから、5歳以上のすべての方を対象として令和5年9月から年末までの間に令和5年秋開始接種を行うことに加え、ワクチンの重症化予防効果は高齢者等では6か月程度で低下するとの報告もあることや、令和4年秋に開始された高齢者の方のオミクロン株対応2価ワクチンの接種のピークは令和4年11月～12月であったことから、高齢者の方等を対象に令和5年春開始接種を5月に開始します。
- いずれの方についても、最終接種からの接種間隔は薬事上少なくとも3か月以上あけることとなっていますが、必ずしも3か月後に打つことをお勧めしているものではありません。接種を希望される方は、国が推奨している時期に接種を行うようにしましょう。

令和4年秋開始接種は令和5年5月7日で終了しますので、まだ令和4年秋開始接種を受けていない方のうち令和5年春開始接種の対象者でない方(健常な12歳以上65歳未満の方)は、令和4年秋開始接種を希望される場合には、必ず令和5年5月7日までに接種してください。

接種券については市町村ごとに対応が異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。